

取扱注意印刷物の製造に係る参加者の指定の取扱い

第1 趣 旨

この取扱いは、契約の適正な履行の確保を図ることを目的とし、本庁における物品購入等事務集中処理要領第5の1(1)のイに定める印刷物（以下「秘密印刷物」という。）について、本庁の物品購入等事務集中処理方法書（以下「方法書」という。）第12条第1号及び第2号の規定に基づき必要な調査を実施するため、秘密印刷物の製造に係る競争入札並びに指名見積り及び定時見積りに参加する者に必要な要件を定める。

第2 参加申込書の提出及び指定等

出納局長は、物品購入等参加者（方法書第8条に規定する参加者をいう。）のうち新たに秘密印刷物の製造に係る競争入札並びに指名見積り及び定時見積りに参加を希望する者（以下「参加申込者」という。）から、「取扱注意印刷物の製造に係る競争入札等参加申込書（別記様式）」及び当該申込書に記載する必要な添付書類を提出させるものとする。

2 出納局長は、前項の提出があった場合において、当該申込み内容の審査の結果、第3に定める要件をみたし、取扱注意印刷物の製造に係る参加者として適当と認められる場合、当該参加者として指定するものとする。

3 出納局長は、参加申込者に対し、前項の結果について、通知するものとする。

第3 指定の要件等

取扱注意印刷物の製造に係る参加者として指定する要件は、当該印刷物の種類に応じ、当該各号に定めるすべての要件をみたすこととする。

(1) 取扱注意印刷物

ア 秘密の保持が可能な設備と必要な管理体制を備えた作業工程を自社の作業所・工場に有していること。

（作業工程とは、原版制作（DTP・フィルム製版）－刷版－印刷－製本等の一連の工程をいい、印刷物等に係る秘密の保持や適正な管理のため自らの管理の及ばない外注は不可とする。）

イ 原稿、原版制作（DTP・フィルム製版）、刷版、校正刷、損紙、未完成品及び完成品を確実にかつ適正に保管できる保管庫等（耐火金庫、倉庫、施錠できる厳重な部屋等をいう。）を所有していること。

ウ 原稿及び原版制作の作成等の過程により発生したものを処分することができる設備（裁断機、シュレッター等をいう。）を所有していること。

エ 各作業工程において、管理責任者等を定めるなど管理体制が整っている（秘密印刷物を適正に管理するため、それぞれの工程に責任者が配置されている。）こと。

(2) 特別管理印刷物

ア (1)のアからエまでに掲げる要件

イ 保管庫等が設置されている部屋又は建物に警報装置を設置、若しくは部屋又は建物への夜間警備が行われていること。

ウ 作業工程が札幌市内、若しくは北海道本庁舎から自動車概ね片道30分以内（半径20km程度）に有すること。

第4 指定の取消し

出納局長は、取扱注意文書に係る競争入札参加者として指定した者が、当該指定者として不適当と判断した場合については、当該指定を取り消すものとし、その旨を当該指定者に通知するものとする。

第5 その他

- (1) 平成28年3月31日までに取扱注意印刷物の製造に係る参加者として指定された者については、この取扱いの取扱注意印刷物の製造に係る参加者として指定された者とみなす。
- (2) 契約の適正な履行の確保を図るため必要があると認めるときは、事業所及び工場等に、必要な調査を実施するものとする。